

令和 7 年度

自動販売機設置事業者
募集案内書の「様式類」

受付期間 令和 7 (2025) 年 1 月 22 日まで

開 札 日 令和 7 (2025) 年 2 月 7 日

札幌市白石区土木部維持管理課

0 1 1 - 8 6 4 - 8 1 2 5 (電話)

0 1 1 - 8 6 4 - 4 5 3 0 (FAX)

<http://www.city.sapporo.jp/shiroishi/shisetsu/doboku/jihanki01.html>

令和 7 年度

市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書

(施設内自動販売機)

令和 7 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

事業の名称

一般競争入札による市有財産の貸付 (自動販売機用)

入札に参加を希望する箇所 (□内にし点を付けて下さい。)

物件番号 白石土木-1 札幌市白石区土木センター

令和 7 年 1 月 22 日申込期限の上記貸付の一般競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申込みます。

募集案内書の内容を遵守するとともに、この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入札書

入札金額	金 円
調達件名	一般競争入札による市有財産の貸付（自動販売機用） 【物件番号】白石土木-1 札幌市白石区土木センター

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、先に提出した参加申込書の誓約、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

令和 7年 月 日

(あて先) 札幌市長

	住 所	
入札者	商号又は名称	
	氏 名	印
入札代理人	氏 名	印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

備考 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委任状

令和 7年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
委任者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

調達件名 一般競争入札による市有財産の貸付（自動販売機用）
【物件番号】白石土木-1 札幌市白石区土木センター】

私は、下記の者を代理人として定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

備考1 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

入札辞退届

令和 7年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

開札日時 令和 7年 2月 7日 10時 00分

調達件名 一般競争入札による市有財産の貸付（自動販売機用）
【物件番号】白石土木-1 札幌市白石区土木センター】

このたび、上記の通知を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

備考 提出先は、契約担当課とする。

令和 7年(2025年) 月 日

(あて先)
札幌市長

申出人

印

還 付 申 出 書

この度生じた入札保証金の還付受取りにつき、下記の口座への振込みを希望します。

記

1. 還付金発生理由及び金額

(1) 還付金発生理由

市有財産の貸付にかかる一般競争入札における落札者に該当せず、また、
入札の失格者とならないため。

(2) 還 付 金 額 円

(3) 還付金受取人の住所及び氏名

住 所 _____

氏 名 _____

(4) 還付先口座

金融機関 _____

預金種目 当座・普通

口座番号 _____

口座名義人 _____

公有財産貸付申請書

令和 7年 月 日

(あて先)
札幌市長

申請者 住 所

氏 名

印

(担当者氏名)

電 話

下記のとおり、公有財産を借受けたいので申請します。

記

- 所在および地番 札幌市白石区本通 14 丁目南 5 番 32 号
札幌市白石区土木センター
- 借 受 面 積 計 1.1 2 m² ※小数点以下第 2 位まで
- 借受目的および用途 飲料用自動販売機の設置
- 借 受 期 間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日
- 借 受 料 年額 金 円 (外税)

誓約書

(あて先)札幌市長

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約又は許可を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 2 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員が実質的に経営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

令和 7 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

生年月日（法人以外の場合に記入）

年 月 日

貸付契約書（自動販売機）

貸付人 札幌市（以下「貸付人」という。）と借受人〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在・地番 札幌市白石区本通 14 丁目南 5 番 32 号
建物等名称 札幌市白石区土木センター
貸付面積 1.12 m²

（使用目的）

第3条 借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円（うち金 円については入札保証金を充当）とする。

[契約保証金は、免除する。]（注）[]書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。

2 借受人は、第11条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を貸付人に納付しなければならない。

3 貸付人は、本契約満了後、借受人が第21条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第19条第3号から第7号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（指定用途に供すべき期日）

第5条 借受人は、貸付物件を令和7年4月1日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第6条 借受人は、貸付物件を指定期日（貸付人が前条第2項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日）の翌日から次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間等）

第7条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）とし、更新は行わないものとする。

（貸付料等）

第8条 貸付料は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次期間貸付料

年次	期 間	貸付料
第1年次	自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日	円
第2年次	自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日	円
第3年次	自 令和9年4月1日 至 令和10年3月31日	円

2 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを貸付人の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担し

なければならない。

(貸付料等の支払方法)

第9条 借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	回数	納入金額	納入期限
第1年次	1回	円	令和7年4月30日
第2年次	1回	円	令和8年4月30日
第3年次	1回	円	令和9年4月30日

2 電気料等については、算定の都度、納入金額及び納入期限を別途通知するものとする。

(延滞利息)

第10条 借受人は、前条に規定する期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合はこの限りでない。

(貸付料の改定)

第11条 貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第8条第1項の貸付料の額が不適当となったときは、第7条に定める期間の途中であっても貸付料を改定することができる。

(契約不適合責任等)

第12条 借受人は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限等)

第13条 借受人は、貸付物件を第3条に定める目的以外に使用してはならない。

(転貸・譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第15条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第16条 借受人は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

(滅失又は損傷の通知)

第17条 借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第18条 貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めるときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第19条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
- (3) 借受人が第3条に定める用途以外の用途に供したとき。
- (4) 借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (5) 借受人が貸付料を滞納したとき。
- (6) 借受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店

若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者、借受人が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(貸付料の不還付)

第20条 前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第1号及び第2号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

(貸付物件の返還)

第21条 貸付期間が満了したとき、又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 第19条第3号から第7号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が上記契約の締結満了した場合、又は第19条第3号から第7号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

札幌市中央区北1条西2丁目

貸付人 札幌市

代表者 市長 秋元 克広

借受人

提出する書類のチェック表

●参加申し込み時

法人の方	個人の方
<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去 2 年間の自動販売機設置実績を申告する書類	<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去 2 年間の自動販売機設置実績を申告する書類
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/> 身分証明書 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
<input type="checkbox"/> 代表者印の印鑑証明書	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書（指名願）	<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書（指名願）
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書

●入札時

- 入札参加資格者証（本書）
- 入札保証金に係る領収済通知書（納人控）
 - ※コピーは不可
 - ※入札保証金免除の方は不要
- 入札書
 - ※住所、氏名等の記載漏れ及び押印漏れのないもの
- 委任状
 - ※代理人が入札する場合は必要
- 還付申出書